

2人の子失った狩野ちゃん 意見陳述

大川小津波訴訟の控訴書で原告の狩野正子さん(44)が29日、意見陳述した。子どもたちは明らかに人災で亡くなった。

5年の長男達也君(当時11)と、2年の長女美咲さん(当時8)を失った。

東日本大震災後、自宅で大川の勉強机を見ては涙を流し、無事を祈った。「達也が見つかった」。義父の二報で、大川小へと急いだ。達也君は毛布に包まれ、青いシートが掛けられていた。何度も体をさすり声を掛ける。目を開けることはなかった。



狩野達也君

「明らかに人災」 裏山に避難させず

震災翌月の2011年4月、美咲さんが水に浮いた状態で見つかった。壊れそうな気がして、体に触れられなかった。「美咲にずっと会いたかったんだよ。浮いてきてくれてありがとう。優しく声を掛けた」。

震災直前の出来事で忘れられない記憶がある。

3月10日朝、台所で達也君が「また大きな地震が来る。学校にいたら危ないから行きたくない」と訴えた。前日に校内で地震に遭い、校庭へ避難していた。あの日の朝、両手を広げた狩野さんの胸に美咲さんが飛び込



狩野美咲さん

み「お母さん大好き」と抱き付いてくれた。

わが子の死を受け入れられない日々。「なぜ、先生たちが裏山に避難させなかったのか」と疑念を抱き、市教委が助かった児童から聞き取った証言を廃棄したという話に憤った。狩野さんは夫婦で訴訟に加わった。原告の中には「もう一度お父さん、お母さんになりたい」と不妊治療に望みを託す遺族がいる。

大川小では児童4人の行方も分らない。「お嘔り」。そう言つて子どもを抱きしめる光景をずっと思い描く原告もいる。

狩野さんは法廷に声を響かせた。「わが子を失った悲しみや苦しみを一度と味わつてほしい。声を上げないと闇に埋もれる事実もある」。

大川小控訴審初弁論

事前防災 焦点に 高裁、「備え」説明求める

東日本大震災の津波で死亡・行方不明になった岩手市大川小の児童3人の19遺族が市と市教委に約23億円の損害賠償を求めた訴訟の控訴審第1回口頭弁論が29日、仙台高裁で開かれた。控訴書では津波の予見可能性などに加え、市教委や当時の校長による事前防災の在り方も争点となる見通し。

(30面に関連記事)

石巻市側 生存教諭の書面尋問申請へ

去る争点と地裁判断は養子の遺族。初日は法廷で遺族6人が子どもを亡くした思いを述べた後、今後の進行を非公開で協議した。遺族側によると、高裁は市と県側に、市教委が震災前に14小学校の危機管理マニュアルを確認し大備を是正させていたが、マニュアルの周知など必要な措置を校長に指示していたか、などの説明を求めたい。

マニュアルの運用状況や実効性に着目し、市教委や学校の組織的な対応が適切だったかを判断する可能性がある。一方市側は、唯一生き残った男性教務主任の書面尋問を申請する意向を示したが、遺族側は「書面は信用性が低い」と反対する方針。教務主任は心的外傷後ストレス障害(PTSD)の治療中とされる。津波の予見可能性について、遺族側は控訴書で大津波警報発令時点などより早い段階で可能だったと主張。市側は「津波情報

を得たとしても、事前の想定を超える襲来は予見できない」と反論している。

遺族側	市・県側	地裁判決
危機管理マニュアルの適切な運用を明記せよと主張し、不十分な放浪し、午後3時10分までに大津波警報を発令し、津波を予見できた。	大川小は津波浸水予知想定区域外。津波を想定し改定したマニュアルでは、不十分な放浪し、午後3時10分までに大津波警報を発令し、津波を予見できた。	震災前は津波の危険が予見できなかった。予見する義務の違反はない。
午後3時10分までに大津波警報を発令し、津波を予見できた。	当時得られた情報から規年を超える津波を予見できなかった。	午後3時30分ごろに市広域避難を呼びかけた時点で津波を予見した。
裏山などに避難すれば全児童を救えた。	余震が続く中、高多量の児童を避難させるのは危険。	7分以上の余震があり、容易に避難させるのは危険であった。
捜索や事実確認を怠るなど、重大な精神的苦痛をかけた。	市側の対応に違法性は認められない。	注意義務の違反はない。

る。仙台高裁は昨年10月、教員らは津波約7分前までに津波を予見できたと認定。「裏山に避難させるべきだった」と教員の過失を認め、計約14億6800万円の賠償を命じた。双方が判決を不服として控訴した。

大川小では児童74人と教職員10人の計84人が死亡・行方不明になった。